

令和8年度 神戸港輸出梱包支援事業（概要版）

神戸市港湾局

1. 目的

神戸市内の事業所で業務を行う梱包事業者（以下「市内梱包事業者」という）に輸出梱包を依頼する際、梱包を行うために必要となる経費を支援することにより、市内梱包事業者の利用促進及び技術水準の維持、港勢の維持拡大を図る。

2. 対象事業

次に掲げるいずれかの事業に該当し、市内梱包事業者を利用して、貨物の梱包を行うもの

(1)神戸港を利用して新たに貨物を輸出する事業

(2)国内他港を利用して輸出していた貨物を神戸港利用に転換する事業

*梱包とは貨物の破損の防止や品質維持のため、木箱や鋼製容器及び防湿包装等により、貨物全体を覆い、保護するもの。

3. 対象事業者

荷主 または 物流事業者

4. 対象経費

市内梱包事業者による貨物の梱包作業に要する経費

5. 補助金の額

対象経費の1/2とし、1事業につき上限200万円

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※1事業者あたりの申請件数は2件を限度とする。

6. 補助対象期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和9年2月28日（日）

7. 受付期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和9年1月29日（金）

※本事業の予算枠がなくなり次第、受付を終了します。

そのため、申請書の提出前に、事前のご相談をお願いいたします。

■ 申請書等に関しては、補助金交付要綱 及び 別途掲載の記入例をあらかじめご確認・ご参照の上、作成をお願いします。

■ 事業者の皆様のご質問を基に別紙「FAQ（よくあるお問い合わせ）」を作成致しました。ご不明点がございましたら、是非ご活用ください。

【お問い合わせ先】

神戸市中央区港島中町4-1-1ポートアイランドビル7階

神戸市港湾局物流戦略課 森本・池田

（メールアドレス） butsuryu_shinsei@city.kobe.lg.jp（電話）078-595-6287

■ FAQ（よくあるお問合せ）

Q1：対象外となるのはどういった梱包か。

A1：**スキッド梱包やパレット梱包等、貨物全体を保護していない梱包や、段ボール等での簡易的な包装は対象外としています。**

ただし、防湿シートで貨物全体を保護している場合は、スキッド梱包も対象とします。

Q2：梱包事業者の倉庫までの輸送費やコンテナへのバンニング費は対象となるのか

A2：**輸送費、バンニング費ともに対象外です。**

本事業は梱包作業に要する経費を対象としております。なお、在来貨物の輸出事業であれば、別途「神戸港在来貨物集貨促進事業」の対象となる場合がございますので、ご確認ください。

Q3：自社の見積書を添付して申請できるのか

A3：**申請者と見積書・請求書の発行者が同一の場合は受け付けできません。**

Q4：最終荷姿がコンテナでも申請可能なのか。

A4：**最終荷姿がコンテナであっても、補助対象となる貨物の梱包が生じる場合は、対象となります。**

Q5：写真等の資料は必要か。

A5：**梱包を行う貨物の外観が分かる資料、製品が梱包された状態が分かる資料の添付が必要です。**

- ① 補助申請時：様式第1号（補助金交付申請書）に、梱包される前の輸出される製品がどういったものか分かるような外観の写真やカタログ等の添付が必要です。
- ② 事業完了後：様式第9号（事業実績報告書）にて、製品が梱包された状態の写真等の添付が必要です。

Q6：複数回に分けて輸出する事業だが、輸出の都度申請しなければならないのか。

A6：**同一事業であれば、申請は1度のみです。**

Q7：今年度輸出する事業があるが、見積書はまだもらっていない。概算で申請可能か。

A7：**概算では申請を受け付けかねます。**

物流事業者や梱包事業者からの見積書をもって、具体的な申請金額を確認させていただきます。

Q8：見積書に必要な項目は何か。

A8：**梱包作業に要する費用に加え、複数回梱包を行う場合等は、どの作業・どの案件の見積書であるか確認できるような記載をお願いします。**